

景観づくりの両輪

景観条例と
屋外広告物条例

屋外広告物以外の建築物や工作物については、平成22年9月30日に安曇野市景観条例を定め、平成23年4月から施行に伴い、建築物や広告塔などの工作物の建築、外壁の塗り直しなどの外観の変更、土地の形質の変更などを行う場合には所定の手続きが必要となります。

また、住宅などの建築の際に安曇野の景観に配慮した建物になるようガイドラインを定めています。

景観づくりの目標
よい景観をつくることで
「よりよい暮らし」につなげよう！
心地よく暮らせて「ほっ」とできる
安曇野の景観をめざして

市民の力で景観づくり

25の路線・地区で
景観づくり住民協定締結

景観計画区域内の土地所有者などの全員合意により、景観づくりのための自主的なルールを定め、市内25の路線・地区で市内の景観を市民皆さんの手で守り、育てています。



豊里地区景観形成住民協定の皆さんの活動のようす

平成24年9月30日以前から既に表示・設置されている屋外広告物などは許可申請については不要で、引き続き表示・設置しておくことができます。

条例施行後、老朽化・破損などにより新設する場合、また、改造する場合に、条例施行前と同じ内容（大きさ・色彩など）の屋外広告物でも、許可基準により表示・設置できない場合があります。



第1種規制地域となる拾ヶ堰沿いと大糸線沿線



雄大な北アルプスを背に、美しい田園風景と屋敷林、春夏秋冬に関係なく安曇野には誇れる素晴らしい景観が残されています。

しかし、時代とともに安曇野の景観も変わりつつあります。屋外広告物については、この条例に沿って市民、事業所、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

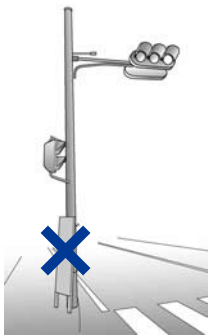
安曇野の景観を
守るために

広告物の設置場所がどの規制区域に該当するかなどご不明な点は建築住宅課へお問い合わせください。

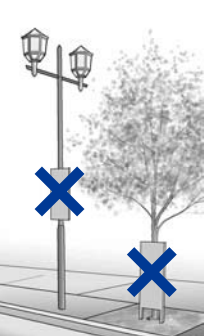
問 豊科総合支所内建築住宅課
(TEL) 72・31111 (代) (FAX) 72・35669

● 広告設置禁止物件の例

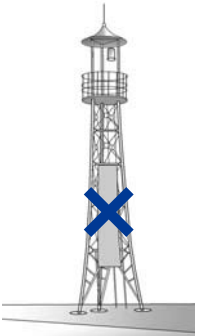
適用除外の場合を除き広告物は設置はできません



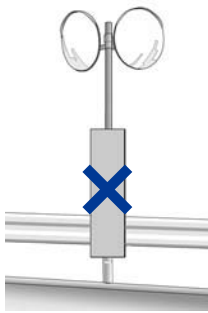
交通信号機や交通標識



街路灯柱・街路樹



火の見櫓



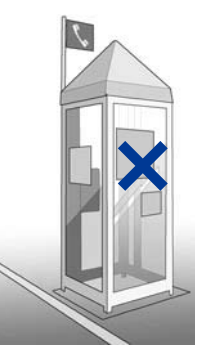
カーブミラー
ガードレール



神仏像



郵便差出箱



電話ボックス

③ 広告物を設置する時は
許可申請と手数料が必要に
なります。

広告物を設置する場合は、原則、許可申請と手数料が必要になります。

広告物の設置者は景観に配慮するとともに、修繕・補強などにより常に良好に保つようしなければなりません。

また、条例に定めた手続きや禁止行為に対しては命令措置や罰則規定を定めています。

す。ただし、設置場所・種類などにより適用除外になる場合もあります。許可を受けた広告物は5年（はり紙、広告幕、立看板などは6カ月）ごとに更新申請する必要があります。

● 規制地域の区分

第1種規制地域

- ① 保安林のある地域（森林法）※この図では省略
- ② 都市公園の区域（都市公園法）
- ③ 住居専用の用途地域（都市計画法）
- ④ 住居専用の準用途地域（安曇野市の適正な土地利用に関する条例）
- ⑤ 指定の道路・鉄道・河川・水路から展望される以下の範囲
 - ・長野自動車道両側各500m以内
 - ・指定の道路の両側各300m以内
 - ・JR大糸線の両側各300m以内
 - ・指定の河川・水路の前後両側各300m以内

第2種規制地域

- ⑥ 豊科駅前広場（3,000㎡）及びこれに接続する20m以内
- ⑦ 穂高駅前広場（2,500㎡）及びこれに接続する20m以内
- ⑧ ⑥、⑦及び第1種規制地域・第3種規制地域以外の区域

第3種規制地域

- ⑨ ⑥、⑦を除く住居専用以外の用途地域（都市計画法）
- ⑩ 住居専用以外の準用途地域（安曇野市の適正な土地利用に関する条例）
- ⑪ 指定の道路の前後両側各100m以内

景観づくり住民協定地区
（安曇野市景観条例）

